

10 財団法人青森県生活衛生営業指導センター

1 法人の概要

(平成22年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 西村 力	県所管部課名	健康福祉部 保健衛生課
設立年月日	昭和58年3月30日	基本財産	5,160千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	1,500千円	29.1%
	青森県理容生活衛生同業組合	445千円	8.6%
	青森県美容業生活衛生同業組合	384千円	7.4%
	青森県社交飲食業生活衛生同業組合	350千円	6.8%
	青森県料理飲食業生活衛生同業組合	310千円	6.0%
	青森県旅館ホテル生活衛生同業組合	286千円	5.5%
	青森県すし業生活衛生同業組合	247千円	4.8%
	青森県公衆浴場業生活衛生同業組合	238千円	4.6%
	青森県クリーニング生活衛生同業組合	237千円	4.6%
青森県食肉生活衛生同業組合	234千円	4.5%	
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	10名	1名
	監事	2名	0名
	職員	3名	2名
業務内容	理・美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営健全化についての相談と指導、同営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導等		
経営状況 (平成21年度)	経常収益	24,374千円	(その他参考)
	経常費用	24,362千円	補助金 20,857千円
	当期経常増減額	12千円	(うち県からの補助金 11,376千円)
	当期一般正味財産増減額	12千円	受託事業収入 1,816千円 事務代行費 1,373千円

2 沿革

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年6月法律第164号。以下「生衛法」という。)で規定する飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など18業種の営業を総称して、生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)と呼んでいる。

戦後の生衛業は過当競争気味となり、生衛業の多くが経営基盤の脆弱な中小企業者であったことから、正常な経営が阻害されるとともに衛生措置の低下が憂慮されるようになった。このため、昭和32年に環境衛生同業組合(のちに改名され「生活衛生同業組合」)や適正化規程等の過当競争防止策等を骨子とした「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」(生衛法の前身)が制定された。

その後、昭和54年には、生衛業を取り巻く環境の変化を踏まえ、経営の一層の健全化と利用者の利益を図ることを目的として、振興事業制度、標準営業約款制度、環境衛生営業指導センター(のちに生活衛生営業指導センター)制度等を内容とする法律の一部改正が行われた。

本県においては、昭和58年に当法人が設立され、国及び県からの補助金等により、生衛業の振興と利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、各種事業を行っている。

3 点検評価結果

当法人は、国や県からの補助事業あるいは受託事業の範囲内で経営しているため、損失が発生することはないが、国や県の予算の影響を受けやすい構造となっている。そのため、限られた予算の範囲内でいかに有効に事業効果を発揮させるか、効率的に事業を実施するかが課題となっている。

(1) マネジメント及び財務の状況（参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照）

当法人のマネジメント及び財務の状況については、概ね妥当と判断する。

【理由】

限られた予算の範囲内で、しかも限られた人員体制の中で、経費節減を行いながら効率的な事業の実施に努めていること。

(2) 個別の改善事項等

ア 組合加入率が低いという現状を踏まえた新たな事業展開及び現状の組織体制下での効果的な事業の実施

当法人では、各種事業の周知等に当たって、主に、業種ごとに組織されている生活衛生同業組合の組織を活用する方法をとっていたが、営業者の組合離れが進み、各組合への加入率が低下し続けている現状においては、本県の営業者を幅広く対象とした事業展開を行うという当法人の設立目的を達成するために、組合加入者以外に対する事業のあり方が課題となっていた。

このような状況の中で、当法人からは、生活衛生関連の事業が効果的に成果を挙げるために、今後は消費者の利益を擁護する事業を展開することとし、県内で広く組織されている「消費者の会」等に対する生活衛生関係の研修会等の実施を検討していること、将来的には、受講者を「生活衛生営業監視員（仮称）」として委嘱し、消費者サービスや衛生面等への提言を行っていただくことを検討している、との説明があった。また、平成23年度から、税理士やコンサルタント等に営業者の経営指導を行っていただく企業再生支援事業を、福島県での事例を参考にしながら本県にも導入する方向で検討している、との説明があった。

当委員会としては、当法人は小規模な組織体制の下において、相談指導事業や生活衛生関係営業の振興事業など、多様な事業を実施しているが、上記の新たな事業を行う場合は、当法人が実施可能な全体事業量の中で、既存事業の取捨選択を慎重に行う必要が生じてくるものと考え。その際には、既存の事業が効果的に機能しているかどうかについて改めて検証した上で、真に必要な事業に絞り込んだ上で重点的に実施していく必要があるものと考え。

また、当法人が上記のような新たな事業を実施するに当たっては、他県の実施事例を基に、現状の組織体制の中で実施可能かどうかよく検討した上で、事業を円滑に推進できるような体制をしっかりと整えるとともに、今後連携を行おうとする「消費者の会」等や経営指導を委嘱する専門家の理解と協力が十分に得られるよう丁寧な説明と調整を行った上で、新たな事業の効果を高めていくことを希望する。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自主的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

